

第29回京都市都市計画審議会を次のとおり開催します。

平成19年2月23日

京都市長 榎本頼兼

1 日 時

平成19年3月19日（月）午後1時30分から

2 場 所

京都ガーデンパレス 2階 葵の間

（京都市上京区烏丸通下長者町上る龍前町605番地 電話411-0111）

3 議事事項

- (1) 計議第121号 京都市景観計画の変更について（景観法第9条第8項の規定において準用する同条第2項に基づく意見聴取）
- (2) 計議第122号 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の変更について（京都市決定）
- (3) 計議第123号 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）景観地区の変更について（京都市決定）
- (4) 計議第124号 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）風致地区の変更について（京都市決定）
- (5) 計議第125号 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）用途地域の変更について（京都市決定）
- (6) 計議第126号 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画の変更について（京都市決定）＜京都外国語大学地区地区計画の変更＞
- (7) 計議第127号 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画の決定について（京都市決定）＜大原野西竹の里町テラスハウス

地区地区計画の決定＞

4 会議の傍聴

(1) 傍聴定員

30人

(2) 傍聴手続

傍聴の受付は、当日の午後1時から午後1時15分まで会場受付で行い、傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定します。

(3) その他

審議会が公開すべきでないとする場合は、当日非公開となる場合があります。

5 問い合わせ先

都市計画局都市企画部都市計画課 電話 222-3505

(都市計画局都市企画部都市計画課)